

第 2 8 次東京都消費生活対策審議会

第 3 回総会

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 (月)

集合・オンライン併用

(午後 3 時 3 0 分 開会)

○企画調整課長 それでは、時間になりましたので、事務局より御案内いたします。

本日は年末の大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております、生活文化局消費生活部企画調整課長の阿部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、集合・オンライン併用方式で開催をいたします。オンラインで参加の皆様におかれましては、御発言される時以外にはマイクをオフにいただき、会長から御指名があった際には、オンにしてお話しいただきますようお願いいたします。

なお、オンラインで傍聴されている方もいらっしゃいますが、委員・専門員以外で御参加の皆様は、会議中マイク、カメラともオフにいただきますようお願いいたします。音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退出して、再入室を試みていただきますようお願いいたします。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えしております緊急用の電話番号に御連絡いただきますようお願いいたします。

会場にお越しの委員の皆様におかれましては、御発言の際には、お近くのマイクを御使用ください。御発言中にマイクの電源をオンにいただきまして、御発言終了後はオフにいただくようお願いいたします。また、マイクを御使用の際、オンライン出席の皆様にもお声が届きやすいよう、マイクを口元に近づけてお話しいただきますと声が届きやすくなります。よろしくお願ひいたします。

本日の会議資料につきましては、会場の皆様におきましては、タブレットにデータを格納しておりますが、資料の一部、字が小さくて見づらいものもございますので、印刷したものを机の上に配付しておりますので、御参照ください。タブレットの操作など、御不明点がございましたら、近くの職員までお声をかけていただければと存じます。

御案内は以上でございます。

○鹿野会長 それでは、ただいまより、第 28 次東京都消費生活対策審議会第 3 回総会を開会させていただきます。

本審議会の会長を務めております鹿野と申します。本日は私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局から、本日の委員の御出席状況と定足数及び会議の公開について、御報告をお願いします。

○企画調整課長 本日の出席状況について報告いたします。本日はオンラインで御出席いただいている委員・専門員が 7 名、会場にいらしている委員・専門員が 16 名で計 23 名の委員・専門員に御出席をいただいております。委員総数の半数以上の御出席をいただいておりますので、東京都消費生活対策審議会運営要綱第 6 に定めます定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日オンラインで参加されている委員は、生駒委員、神山委員、北村委員、松永

委員、平澤哲哉委員、牧野委員、あかねがくぼ委員でございます。

御欠席の委員は川地委員、角田委員、高須委員の3名です。なお、宮瀬委員はオンラインでの御出席ですけれども、遅れて御参加ということでございます。

本審議会につきましては、原則公開としております。総会の内容につきましては都ホームページ等に掲載し、公表させていただきますことをあらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

○鹿野会長 ありがとうございます。

続きまして、前回の総会以降に委嘱されました委員の御紹介をいただき、その後、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 6月の第2回総会以降、都議会議員の委員3名に交代がございましたので、御紹介申し上げます。資料1、委員・専門員名簿を御覧ください。

新たに就任された委員を名簿順にお呼びしますので、オンラインで御参加の委員におかれましては、マイクをオンにいただき、御発言いただきますようお願いいたします。御紹介が終わりましたら、再びマイクをオフにいただきますようお願いいたします。

まず、オンラインで参加のあかねがくぼ委員でございます。

○あかねがくぼ委員 都議会議員のあかねがくぼかよ子でございます。都民ファーストの会に所属しております。どうぞよろしくようお願いいたします。

○企画調整課長 ありがとうございます。

続きまして、会場で御参加の清水委員でございます。

○清水委員 日本共産党都議会議員の清水とし子です。どうぞよろしくようお願いいたします。

○企画調整課長 同じく、ときざき委員でございます。

○ときざき委員 国民民主党東京都議会議員のときざき直行と申します。よろしく申し上げます。

○企画調整課長 新たに就任されました3名の委員の任期は、東京都消費生活条例第45条第5項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和8年5月19日までとなります。よろしく申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認でございます。会場の皆様はお手元のタブレットから御覧ください。

最初に、本日の次第がございまして、資料1が委員・専門員名簿となっております。

資料2が幹事・書記名簿。

資料3、本日の会議の諮問文になっています。

資料4につきましては、東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について（諮問）。

資料5、保健医療局資料としまして、食品表示制度の見直しについて。

資料6、東京都消費生活基本計画の次期改定に向けた方向性の検討について（中間のまとめ）。

資料7、中間のまとめ（東京都消費生活基本計画の次期改定に向けた方向性の検討について）。

資料7-2、中間のまとめ別表となっております。なお、資料7-2につきましては、先ほど申し上げましたけれども、データでも御用意しておりますが、印刷したものも念のため机の上に配付しております。

その他、参考資料といたしまして、東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直しについて（意見の取りまとめ）の電子データをタブレットに格納しているほか、「東京都消費生活基本計画」、冊子のものになりますが、こちらを机の上に御用意しております。

以上になります。

○鹿野会長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまから議題に入っていきたいと思えます。本日は議題が二つございます。

第1の議題は、東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正についてでございます。

2番目の議題は、東京都消費生活基本計画の次期改定に向けた方向性の検討についてでございます。

それでは、早速ですが、まず、議題1についてでございます。本日は、東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について、知事から諮問を受けております。

諮問事項等について、まず、事務局より御説明をお願いします。

○企画調整課長 それでは、諮問事項について御説明します。

まず、資料3諮問文でございます。読み上げさせていただきます。

7生消企第461号、東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和7年12月22日、東京都知事、小池百合子

記書きといたしまして、東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について

（1）指定商品のうち「調理冷凍食品」について、原材料配合割合に関する事項の削除

（2）指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ（包装されたものに限る。）」

の解除

諮問事項、東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について。ここは同文ですので、読み上げは省略させていただき、諮問の趣旨についてでございます。

諮問の趣旨。都は、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その品質等について容易に情報を得ることができるよう、品質等の表示を行うべき商品を指定し、商品ごとに、表示すべき事項及び方法を定め、事業者に対してこれらを表示することを義務付けており、指定する商品並びに表示すべき事項及び方法は、同条例に基づく告示で定めている。

調理冷凍食品の原材料配合表示については、昭和52年7月に、当時、調理冷凍食品の普及が著しく進む中、原材料の一部の名称が付された商品に対し消費者の誤認を防止することを目的として定めたものである。近年では、消費者の価値観が多様化する中、原材料配合割合表示が必ずしも商品の優劣を判断する材料となくなっていることから、国の食品表示制度では、食品表示基準の改正により10品目の調理冷凍食品の原材料配合割合に係る、東京都と類似の表示ルールが廃止された。

カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示については、平成4年10月に、当時、食生活における調理の省力化等の進展に伴いこうした商品が急速に普及する中、消費者の購入時における選択の目安とすることを目的として定めたものである。近年では、カット野菜及びカットフルーツにおいて消費期限等の期限表示が広く普及していることから、消費者が購入時における選択のための情報源として期限表示を活用できるようになっている。

また、国の食品表示制度では、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において食品表示基準の国際基準への整合化を推進する旨が示され、国際的な動向を踏まえた合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度の検討を行うこととされたところである。

これらの状況を踏まえ、合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度を実現するため、東京都消費生活条例に基づく商品の指定の解除及び表示すべき事項等の削除について諮問するものである。

続いて、諮問内容について御説明申し上げます。資料4を御覧ください。

こちらに諮問の根拠となる条文を記載しております。東京都消費生活条例第45条では、当審議会における諮問事項を定めております。

同条第2項第二号で、条例16条第1項に基づき、指定を行う商品等を選定し、または解除するとき、を諮問事項としております。

条例第16条、この下の枠でありますけれども、こちらでは表示に際して、事業者が守るべき事項について規定しております。これに基づき、13の商品について表示事項について告示をしているというものになっています。

今回の諮問は、その13の商品のうち、二つの商品に関する事項ということになります。

告示の抜粋を次のページ資料4の②のほうに記載をしております。告示に定める商品のうち、七、調理冷凍食品について、（一）原材料配合割合に関する事項の削除及び指定商品のうち、四十四、カット野菜及びカットフルーツ（包装されたものに限る。）の解除でございます。資料4の2ページの薄い黄色で表示してある部分を削除するというものでございます。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ただいま諮問事項等について御説明をいただきました。本件については、前回の第2回総会において、事務局より御説明を受け、皆様からの御意見をいただきました。

その後の検討状況について、改めて事務局より御説明をお願いします。

○企画調整課長 本件に関しましては、ただいま会長からお話がありましたけれども、前回、6月に開催をいたしました第2回総会において、諮問に向けた検討状況について、概要報告をし、委員の皆様から御意見をいただいております。

資料4③にその経過についてまとめております。「東京都消費生活条例における食品表示」を所管する保健医療局が事務局となっています東京都食品安全審議会において検討が進められてきました。

東京都食品安全審議会は、条例に基づき設置されました知事の附属機関です。食品安全に関する専門家のほか、消費者団体、事業者、公募で選ばれた都民で構成されておりまして、こちらの消費生活対策審議会の委員を兼任されている委員もいらっしゃいます。

前回、6月26日の消費生活対策審議会におきましては、東京都食品安全審議会での検討に当たり、考慮が必要な点について、皆様に御議論いただき、その場で出ました意見につきましては、7月25日に開催されました食品安全審議会部会の方に提示をさせていただいております。

前回の消費生活対策審議会で皆様からいただいた御意見につきましては、次の資料4④のページに記載をしております。

これまでの東京都食品安全審議会の検討結果につきましては、当該審議会事務局の保健医療局より御説明を申し上げたいと思います。

それでは、丸山課長、よろしく願いいたします。

○食品監視課長 保健医療局健康安全部食品監視課長の丸山と申します。

ただいま御紹介がありました、東京都食品安全審議会の事務局を務めております。資料の説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今、事務局から御説明がございましたが、食品安全審議会におきまして、食品表示制度に関する検討をしていることを6月26日に開催されました第2回の総会にて経過を御説明させていただいたところでございます。

資料にございませんが、簡単に概要をおさらいさせていただきますと、6月26日のタイミングでは、食品表示制度に関する検討を要する状況にあること、事業者ヒアリングの実施状況を御説明させていただいたところでございます。

その説明に対して、本審議会の委員の皆様方から、資料にございます御意見を頂戴したところでございます。

このたび、食品安全審議会の検討が取りまとまりましたので、第2回総会以降の検討結果も含め、御報告させていただきたいと思います。

資料5①を御覧いただければと思います。

まずは、いただいた御意見に対する対応でございます。いただいた御意見を大きくまとめさせていただきますと、一つは、食品安全審議会の検討において、消費者の意見をしっかりと集めてほしいというもの。もう一つが消費者の理解を促す取組や啓発をしっかりとや

ってほしいというものでした。まず、一つ目の消費者意見の反映ですが、食品安全審議会は、都民の属性を持つ委員を多く含む審議会であるということ。加えて、検討の過程で、パブリックコメントを実施し、その結果も踏まえて、最終の取りまとめを行ったというものでございます。

二つ目の普及啓発に関しましては、東京都は、従来から都民や事業者との意見交換、さらには情報発信を積極的に行っているところがございますが、これまでもやってきているところがございますが、今後も引き続きしっかりと取り組んでいく予定としておるところでございます。

以上、本審議会の委員の皆様方からいただいた御意見も踏まえ、食品安全審議会ですらに検討を行い、11月12日、食品安全審議会としての考え方が取りまとまったところがございます。

検討の途中、パブリックコメントを30日間行いましたので、その結果を次のスライドで御覧いただきたいと思っております。

資料5②でございます。意見募集期間は令和7年9月4日から30日間実施いたしました。その結果、11名から御意見をいただきました。

重複する御意見、また、お一人で複数の御意見があった方もいらっしゃいましたので、人数と意見の数は一致しておりませんので、御承知おきいただければと存じます。

まず、調理冷凍食品の「原材料配合割合」に対する御意見として3点いただきました。

一つ目は、原材料配合割合の条例に基づく表示義務は廃止が妥当という考え方に賛成であるという御意見でございます。こちらは同じ趣旨で6件頂戴しました。

二つ目は、他の自治体でも同様に条例で原材料配合割合の表示義務を課しているケースがございますが、これらの自治体に対しても足並みをそろえるよう、働きかけをしてほしいというものでございます。

三つ目は、業界団体から消費者に対する情報提供の取組を行う意見表明について、具体的にどういうことをするのか説明していただきたいというものでございました。

対応といたしましては、他の自治体に対しては、適宜情報提供を行っているということ。業界団体の取組に関しましては御意見をお伝えするというような形で対応を取っているところがございます。

続きまして、カット野菜、カットフルーツの加工年月日表示に対するものでございます。こちらに関しましては、加工年月日の表示義務は廃止が妥当という考え方に賛成であるという御意見が1件ございました。

さらに、その他として二つの御意見をまとめてございます。

一つ目が、東京都条例に義務づけられた調理冷凍食品の原料原産地名表示について廃止を検討してほしいという御意見が4件寄せられました。

二つ目が、政府による食品表示の簡略化について危機感を持っている。添加物についてしっかり表示をしてほしいというものでございました。

この2点に関しましては、いずれも今回検討の対象としている事項ではございませんので、御意見としていただく形で対応しているところでございます。

以上、御覧いただきましたパブコメの結果等も踏まえまして、食品安全審議会としての考え方を取りまとめたのが資料5③と④でございます。こちらは取りまとめの概要となっておりますので、取りまとめの詳細につきましては、別紙としてお配りさせていただいております資料を御参照いただければ幸いです。

概要は、調理冷凍食品で1枚、カット野菜、カットフルーツで1枚という形で資料を作成しております。

調理冷凍食品に関して御説明をさせていただきます。

まず、調理冷凍食品の表示制度の現状でございますが、先ほど事務局からも説明がございましたが、調理冷凍食品に関しましては、製品を特徴づける原料の配合割合を表示させるルールが、調理冷凍食品の品目ごとに法律と条例で重複しない形で定めがございます。

制定の背景としましては、例えばこれは衣が厚過ぎるといった「まがいもの食品」といわれるものが昭和50年頃、当時冷凍食品が普及し出した頃に社会問題化したためでございます。

制度の施行から約50年が経過する中、国のルールが廃止されたということも踏まえ、今日的視点で御検討いただいたものでございます。

検討の過程で出た代表的意見が資料の中段にある項目でございます。

検討経緯の(3)を御覧いただければと思います。主な意見でございますが、業界としての競争原理、あるいは消費者の分かりやすさという観点から、ルールはシンプルにするべきである。ということや自治体ごとにルールがあり、そのルールが違くと事業者に負担がかかって、それが価格に跳ね返ってくる。というもの。それから、調理冷凍食品の原材料配合表示を仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報がきちんと消費者に届くよう、業界として取り組んでほしいといった意見がございました。

総じて、原材料配合割合表示をパッケージ上に行う必要は必ずしもないという御意見であったと考えているところでございます。

以上の御意見やパブリックコメントの結果も踏まえ、食品安全審議会としての考え方を資料一番下に示しています。まず、調理冷凍食品の表示の見直しの考え方として、原材料配合割合の表示については、規定当初の役割は終えたと考えられるということで、廃止が妥当という結論でございます。

理由といたしましては、食の価値観が多様化しており、調理冷凍食品の原材料配合割合の数字が、商品の優劣を判断する材料になっていないということ。

それから、調理冷凍食品のみに適用されるルールの存在は混乱を招くおそれがあるというものでございました。

ただし、仮に廃止するとしても、都民への情報提供の在り方は別途考える必要があるということで、表示義務によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要と取りまとめられて

ございます。

配慮の方法として、例えばホームページやフリーダイヤル、新たな情報提供のツールも活用して、今後の業界の自主的な取組に期待をしたいという結びをしております。

なお、消費者に対する情報提供については、業界団体としてガイドラインを策定して、統一的に取り組んでいきたいという意見表明を協会からはいただいたところでございます。

以上が調理冷凍食品に関する考え方の取りまとめでございます。

続きまして、カット野菜、カットフルーツについてでございます。

表示の現状でございますが、生食用カット野菜、生食用カットフルーツに関しましては、加工年月日の表示を条例に基づいて義務づけているところでございます。

この義務づけですが、平成4年に施行されたものですが、検討はその2年前の、平成2年から始まっていました。カット野菜、カットフルーツが急速に世の中に普及する中、消費者の選択に資する情報が、その時点で不十分だということが制定背景であると言われております。当時、これらの食品に適用される表示ルールがそもそも存在しなかったという、社会背景がございました。

現在は、食品表示法により表示ルールの整備が進んでおりまして、事業者の任意の取組も相まって、流通しているカット野菜、カットフルーツの食品表示の実態に関しましては、資料の左上にございます一例のような表示が付されているものと考えております。

このように、条例施行から35年が経過しているわけですが、取り巻く状況がかなり変わってきた中で、カット野菜、カットフルーツといった限られた食品のみに適用される加工年月日表示があることによって、新たな課題が発生しているということも踏まえて、今日的視点で食品安全審議会において御検討いただいたというものでございます。

その過程で委員からいただきました代表的御意見は、資料中ほどにあるとおりでございます。

主な御意見ですが、喫食時期の判断のために重要な情報源は期限表示である。というものの。同一表示ラベル上に加工年月日表示と消費期限表示の異なる意味の日付が二つ並立していると返って混乱をする。というもの。それから、仮に廃止するとしても、知りたい消費者に対してはきちんと取り組んでほしいといった御意見がございました。

こちらに関しましても、総じて、加工年月日をパッケージ上に表示する必要性は必ずしもないという御意見であったと考えております。

以上、いただきましたご意見やパブリックコメントの結果も踏まえまして、食品安全審議会として取りまとめた考え方を資料一番下にお示ししております。

まず、表示の見直しの考え方ですが、結論としましては、現在、規定当初の加工年月日表示の役割は終えたと考えられるということで、廃止が妥当という結論でございます。

その理由としまして、消費者はいつまで安全に食べられるかを知りたい。そのため、関心が高いのは消費期限であるということ。また、消費者の分かりやすさという観点から、ルールはシンプルなほうが良いというものでございました。

こちらに関しましても、もし廃止するにしても、やはり都民への情報提供は引き続き必要であるということで、表示義務の有無にかかわらず、知りたい消費者に対する配慮が必要ということでございます。ホームページ等を活用した自主的な取組を期待したいという結びでございます。

業界団体からは、消費者からお問い合わせいただいたときに、きちんと対応できる体制を整えていくこと。また、期限表示は表示義務の有無にかかわらず、継続する予定であるという御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○鹿野会長 御説明ありがとうございました。

ただいま、前回の総会における当審議会からの意見に対しての対応も含めて、検討結果について御説明をいただきました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら御発言ください。オンライン参加の委員で発言される方は、挙手ボタンを押していただければ、私のほうで指名させていただくということにしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、清水委員、お願いします。

○清水委員 清水です。

食品の表示というのは、消費者が商品やサービスを正確に知るための権利であって、とりわけ食品の安全を求める権利とか、食品の内容を正確に知る権利だとか、食品の選択の自由の権利、これを実現していく上で、とても重要なことだというふうに思っています。食品の安全性が確保されるとともに、消費者に役立つ表示である、こういうことがとても重要だと思っています。

原材料配合割合が表示をされていることで、消費者は、例えばエビがほとんど入っていないエビグラタンというような粗悪品を判断すること、判別することができますし、逆に、エビがちゃんとたくさん入っているけれども、価格は安い。こういう商品だったら、これはいいから買おうというふうになって、こういうことを通じて、よい商品が育っていく、そういう役割も果たすことができるというふうに思います。

また、カット野菜とか、カットフルーツというのは大変傷みやすいものです。家庭でカットしたものは、早いものはお昼にはもう傷んでしまうということもありますよね。

それだけに、もしも、加工年月日から消費期限までの期間がうんと長かったら、これは一体なぜなんだろうかというふうに、やはり注意を喚起する、そういう役割を持っています。添加物を使っているのか、それともパックの包装が高度な技術を使っているのか、いろいろ考えるのではないかというふうに思いますし、これもやはり安全、安心な食品を選択する上で重要な表示だというふうに思います。

こういう表示は、先ほど2次元コードでというふうなこともありましたけど、やはり商品を選ぶときに、その手元で見たらすぐに分かるところに、パッケージに表示されているということがとても大事だというふうに思います。

また、諮問の趣旨の中で、国は食品表示基準の国際基準への整合化、これを推進していく、そういう方向でいるんだと、こういうことが述べられていましたけれども、世界的な食品規格であるCODEXは、商品名や文字、図を強調して、容器包装に書いた原材料の製品中の使用割合をちゃんと表示することというふうにしています。

例えばEUなんかだと、さらに進んで、お水だとか牛肉だとか、魚だとか、野菜だとか、果物だとか、全て%で表示をするようになっていきます。

国際的な動向を踏まえるということであれば、こういう方向に合わせて、原材料の配合割合の表示を強化していくべきだというふうに思っています。

よって、今回の諮問にあります調理冷凍食品について、原材料配合割合に対する事項を削除すること、それから、指定商品のうちのカット野菜及びカットフルーツの解除というのには反対を表明します。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ただいま清水委員から、消費者の選択の権利という観点、あるいはその前提としてのいろいろな情報を知るといふことの重要性から、今回の改正には反対という御意見をいただきましたが、これに関してでも結構ですが、ほかの委員から何か御意見等はありませんか。

あるいは、事務局から今、先ほどと重なる部分もあると思うのですが、何らか、この点は、こういうふうを考えているんですというようなことにつき追加で御説明がありましたら、お願いしたいと思いますが。

事務局からはいかがでしょうか。それでは、お願いします。

○食品監視課長 食品監視課長の丸山でございます。

まず、調理冷凍食品の配合割合に関しましては、資料では、紙面の都合もあって、かなり簡略化した形での説明となってしまいましたが、例えばエビ何%という表示に関しましては、消費者の価値観が多様化していることをポイントとして、かなり強調されておりました。

つまり、エビが多ければいいというものではない。少なければ駄目というものでもない。例えば何エビが使われているか、味はどうか、食味はどうか、テクスチャーはどうか、それから、商品全体としてバランスがいかなど、おいしく食べられるかを考えたときに、単純にエビのパーセンテージだけで物事が判断できるほど価値観が単一ではなくなったという御意見がございました。

また、別の委員からは、このSNSが非常に発達してきている中で、粗悪品に関しましては、行政による規制を待つまでもなく、あっという間に情報が広がって、自然に淘汰されてしまう社会環境になっているという御意見もあったところでございます。

それから、カット野菜の加工年月日表示に関しましては、事業者団体からの説明の中で、事業者の試験的取組の御紹介がございました。今まで加工年月日表示をしていたカット野菜について、東京都の条例が及ばない地域で、試験的に加工年月日の表示をやめてみたところ、消費者からどんなリアクションがあるかを確認した取組の御紹介がありました。結

果としては加工年月日に関するリアクションは全くなく、さらには表示が見やすくなってよくなったというような感想もいただいたという御紹介がございました。

補足としては以上でございます。

○鹿野会長 補足の御説明をありがとうございます。

今の件、清水委員から何かございますか。

○清水委員 御説明はお伺いしましたけれども、やはり原材料の配合割合というのは大事な表示だというふうに思います。カニカマしか入っていないカニグラタンとか、やはりどうなのかなというふうに思いますし、何かあればSNSで情報が拡散されるというふうにおっしゃいましたけれども、やはりそれが拡散して問題になってから、自分は食べてしまった、飲んでしまったとか、機能性食品の話もありましたよね。そういうことを起こさないようにするためにも、やはり表示というのは大事だというふうに思いますし、加工年月日の表示をやめて、リアクションがなかったから消していいんだというふうな、そういうものでもないというふうに思いますので、やはり意見は変わりません。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

小野委員、お願いします。

○小野委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。私からはパブコメのことで数点お尋ねをさせていただきます。

11件いただいたものについて説明をいただいたわけですが、これは決して十分とはいえ、都民からとは限らないパブコメで都民、あるいは消費者の意見を聞いたとするには、とても心もとない印象を持ちました。

この件について、部会ではどのような意見が出ていたのかというのを教えていただきたいと思いました。年代とか、御所属とか、やはり貴重な御意見をいただくに当たって、その方の背景が気になるわけですが、多分パブコメはそういった情報もない中、さらに件数としては11件ということで、これで意見を聞いたとするには十分ではないのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○鹿野会長 それでは、丸山様、お願いします。

○食品監視課長 パブリックコメントに関してお答えをいたします。パブリックコメントに関しましては意見を出された方の属性に関しましては、基本的にクローズにさせていただいております。意見をいただくに当たって、記載いただいておりますが、その真実性も含めて確認が取れておりませんので、あくまで我々の手持ちの参考情報としてとどめていくところでございます。

また、この11件という件数の評価は、非常に難しいところがあると考えております。パブリックコメントを我々も頻繁にやるわけではないので、比較対象がなかなかありませんが、我々が持っている事例としては、毎年、食品衛生の監視指導計画を作成する際に、パブリックコメントを取っておりまして、件数としては、大体3件から4件程度でござい

ます。それに比べると、かなり意見をいただいたなという感想を持っているところです。
以上です。

○小野委員 御説明いただきましてありがとうございます。そうすると、パブコメ自体のシステムが、今回のことというよりは、一般的にこういった取組を消費者、あるいは都民の方にお尋ねをするツールとしては、あまり有効に機能していないのではないかという印象を持ったという意見を申し上げます。

それから、私自身は、もう一つ情報提供の在り方というところで、ホームページとか、フリーダイヤルとかを活用していくということなんですが、やはり今後の業界の自主的な取組に期待をすることですが、期待をする先が事業者というのが、東京都として、それでいいのかなと思いました。

一方で、例えばカット野菜については、事業者の方が期限表示は義務の有無にかかわらず、今後も継続をしておっしゃっていただいているというところで、ここはいいのではないかと思ったのですが、やはり十分に都の行政が、本件についてサポートをしているとは言えないのではないかと個人的には思ひまして、いろいろお尋ねいたしました。

私からは以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

原田委員、お願いします。

○原田委員 御説明をありがとうございます。

多分パブコメは、今ちょうど神奈川県さんも同じ案件で、冷凍食品を国のルールに従って改正をして、それで、12月9日だか10日が締切りだったと思うので、そっちもどれぐらい来ているのかなみたいな感じがするので、同じぐらいなんじゃないかなみたいな、感覚的には多分、御意見の中にもありましたけれども、ほかの自治体さんも同じようにやっていて、同じようにパブコメをやっていく時期ではあると思うので、ほかの自治体さんのパブコメの数とか、内容とかも、また今後注視していくというのはいいのかなというふうに思います。

私個人は、冷食の表示に関しましても、カット野菜とか、フルーツに関しましても、基本的には賛成でして、私は結局、買物をするときは時間がないものですから、そんなに見ていなくて、何を重要視するかというと、産地と、いつまで食べられるかということがやはり買物をするときに、瞬時に後ろを見たときに判断する材料になっているので、なので、逆に、冷凍食品についての原産地の廃止という意見が、関係ないその他のところにありますけど、いや、これを廃止されたらちょっと嫌なんだけどというふうに、逆に思うぐらい、産地というのは逆に大事な話でもありますし、賞味期限とか、消費期限というのは、やはりそこを見て最初に判断するので、昔は缶詰とかもみんな書いてありましたけれども今は製造年月日より、いつまで食べられるかというようなところを、やはり素早い時間で買物するときに判断するには、そこを逆に注視して、それだけが見られれば、取りあえず、

それ以上の情報が欲しいというのであれば、メーカーさんのホームページを見たりとか、問合せダイヤルとかに、その場でスマホとかを持っているでしょうから、そのままスーパーから電話でもかけてやればいいのかというふうに思いますので、基本的には賛成なんですけれども。

ただ、賞味期限に関しましては、やはりそこら辺はきちんと逆に明記して、大きく書いていただくというほうが、早く買物をする人間には大事ですし、私は潔癖症なので、後ろから取りますから、その一番新しいものを買わせていただきますというようなことで、そこを判断させていただくということで、私は基本的にはこの内容は両方とも賛成でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。基本的には賛成であるという趣旨の御意見をいただきました。

先ほどの御説明にもあったように、むしろ多くの消費者が重視しているところが、消費期限等の期限表示ということであって、そこが分かりやすく、見えやすい形で示されるということが重要であるという観点も含めて、賛成の御意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

齊木委員、お願いします。

○齊木委員 齊木でございます。

御説明いただきましてありがとうございます。私もこの2件とも、個人的には賛成いたします。

食品表示は、細か過ぎて、書いてあるものが読めない状況になっています。これがさらに今後も進んでいく可能性もあるという中において、合理的で、シンプル、かつ分かりやすいという点を大事にしていくことが肝心ではないかなというふうに思います。

質問となりますが、国際的な動向を踏まえた合理的とありますが、国際的に見て、こういった方向性がどう位置づけられているのかということをお説明いただければありがたいと思います。

○鹿野会長 こちらは、また丸山様からでよろしいですか。

○食品監視課長 すみません。今の委員の御質問は、国際的にどの部分についての御質問でしょうか。もう一度お願いできますでしょうか。

○齊木委員 今回の趣旨として、国際基準への整合化を推進する旨が示されています。また国際的な動向を踏まえた合理的で、かつシンプルという表現があります。この中で国際的な動向を踏まえたということがあるため、今回の2つの案件の国際的な動向はどうか教えていただきたくお願いします。

○食品監視課長 国際的な動向を踏まえにつきましては、あくまで国の動きのことでございます。国が表示制度の見直しにおいて掲げていたコンセプトでございます。個別の食品に関して、国際的にというのは、少なくともこの消費生活条例に基づく義務が課せられている食品については特段具体的なものはございません。

○齊木委員 海外の調査みたいなのは特になさっていないということでしょうか。

○食品監視課長 東京都においては行っておりません。

○齊木委員 分かりました。

○食品監視課長 国の動きとして、国が国際動向も踏まえて見直しを行いましたという、国の動きの背景として、国際動向というキーワードを引っ張ってきているというだけでございます。

○齊木委員 先ほど清水委員から、国際的な動向等から見てもどうなのかという御意見があったので、そこも踏まえて、御説明いただければありがたいと思いました。

○食品監視課長 清水委員からの国際的な動向を踏まえるのであればという御意見に関しましては、繰り返しになってしまいますが、国において、食品表示法に基づくルールづくりにおいて掲げられているコンセプトです。委員の御意見を正面から受け止められるのは、都ではなく、国になると考えております。

○鹿野会長 よろしいでしょうか。国で閣議決定された基本方針において、国際的動向を踏まえて食品表示制度の検討を行うとされていることが、諮問の趣旨のところに書かれています。どういう内容かというのは私も承知しているわけではありませんけれども、この決定に際して、国では国際的な動向につき一定の調査はなされたいということですが、今回、この2件に関する見直しについては、特に国際的な調査をやったわけではないというお答えでございました。よろしいでしょうか。

それでは、オンラインでお手が挙がっているようですので、あかねがくぼ委員、お願いします。

○あかねがくぼ委員 あかねがくぼでございます。

私は、今回の諮問の内容につきましては、原則として賛成という立場で考えております。

理由といたしましては、まず、一つ目の原材料の配合比率の問題ですね。もちろんこれはないよりあったほうが判断材料が増えることは消費者としては当然いいんでしょうけれども、それが安全性とか、食べていい、悪いとか、そういうこととはちょっと直接関係なくて、嗜好性、どういうものが食べたいのかという情報になってきますので、そうすると、本当に多岐にわたっていくというのがありますし、行政として、ルールとして課すのはもう必要ないかなと思いました。

安全性に関しては、当然今まで以上に必要な部分あるかと思いますが、原材料の配合割合については好みの問題ですので、それこそ評価、事業者では必要だとアピールしたいと思えば出せばいいし、そうでなければ出さないという自由があってもいいかと思います。

もう一つの加工年月日も、もちろんないよりも、あってもいいのかなとは思いますが、基本的には消費期限のほうを見ている、皆さん、ほかの食品も一緒ですが、見ますので、義務として表示させる必要性がそこまであるかは、先ほど他の委員からもありましたが、じゃあ、添加物を使っているから、期限が長いんじゃないのとか、そういうことは分からないといけないということだったんですが、それはそれとして別の観点で、そういった添

加物表示というのは別の観点になるので、直接関係ないかなというふうに思います。

ですので、安全性ということが後退するということではないので、事業者の業界団体のコストアップというのもよくないので、シンプルにするということで賛成をいたします。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。衛生に関わるものではないということと、それから、添加物等に関しては別の観点からの対応ということがあり得るけれども、今回の改正については、安全性を阻害するというような方向にはつながらないという観点も含めて、賛成の意向を表明していただきました。

ほかはいかがでしょう。

小浦委員、お願いします。

○小浦委員 小浦でございます。

御説明ありがとうございます。私も食品安全審議会のほうで御検討された、この結論に賛成の立場でございます。

確かに清水委員がおっしゃったように、消費者にとって表示というのは商品選択に資するもので大切だという考えは、基本私もそうなんですけれども、今回検討されていますように、冷凍食品の表示に関しても、前回のところでもお聞きしましたけれども、やはりもう消費者は選択する基準が変わってきているんだなというのも、若い人たちと話しているとそう思います。やはり包材を見て、エビがこのぐらい入っているなみたいな形で選ぶということもお聞きしましたし、あまり過度にエビばかりが強調されても、それは景表法の誤認を招くということできっと規制をされると思いますので、今、事業者のほうも適切な表示をされると思うんですね。ですので、今回の廃止ということには賛成をしたいと思います。

一つお聞きしたいんですけれども、ホームページやフリーダイヤル等で事業者、業界団体も自主的にガイドラインをつくってというふうに回答というか、お聞きになっているそうですが、そういったものは、今後、東京都が変更した場合には、どういったところで担保されるのか、今後注視されていくのか、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○食品監視課長 業界団体の取組でございますが、業界団体の自主的な取組のフェーズに変わってまいりますと、我々としては、あくまで業界団体の内部でしっかり取り組んでくださいという立場になります。

一義的に口出しができる部分ではなくなりますので、内部ルールであるガイドラインの実効性担保は、業界団体の責任において行っていただくものになってまいります。

○小浦委員 ありがとうございます。確かにそうですよね。そこまでは、東京都としてもなかなか意見もしづらいところだと思います。もし今後、消費者のほうから分かりづらいつらいつらとか、またそういった意見とかが寄せられましたら、また少しその辺りのことに対しての対応は考えていただきたいなと思っております。

○食品監視課長 冒頭御紹介させていただきましたが、リスクコミュニケーションという意見交換の場を持っておりますので、そういったところで必要に応じて、コミュニケーションを取ることができると考えております。

○鹿野会長 ありがとうございます。今後は、今までとはフェーズが違って、直接介入的ということではなくなるかもしれないけれども、リスクコミュニケーションという場を通じて、一定の対応を促したりとか、情報交換をしたりというようなことは行われるという御紹介がありました。

それでは、お願いします。柿本委員ですね。

○柿本委員 部会にも出ておりました主婦連の柿本でございます。食品表示の見直しに関しましては、消費者が商品選択をする際、多様な情報を得ることができるよう、ホームページの充実や、商品毎への二次元コードの添付の有無などのチェックの必要性や、事業者や業界団体の自主的な取り組みの進捗状況を確認することや申し入れをすることなどを消費者団体としては考えており、賛成といたしました。以前、主婦連では、パンに含まれるトランス脂肪酸の含有量を調べたことがございます。表示義務がありませんので、各社のホームページで検索しましたところ、全商品が掲載されているわけではないことが判明致しました。そこで、消費者が知りたいときに、知りたい情報を手に入れるためには商品毎にQRコードをつけるべきということになりました。

EUでは、化粧品の成分表示については、表示しきれないので、消費者は全商品に添付されているQRコードを読み込んで、成分について情報を得ていると以前ドイツの消費者団体で説明を受けました。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

賛成という結論ではあるけれども、今後も確認し、注視していく必要があるということで、消費者団体としてはさらに必要に応じて運動等につなげていくということについても御紹介いただきました。

この点について予定した時間はきているのですが、よろしいでしょうか。

それでは、一つずつ順にお諮りしたいと思います。今回の諮問事項につきましては、前回の第2回総会で皆様から御意見をいただきました。その御意見を踏まえて、先ほど御紹介がありましたように、食品の安全の確保に関して、特に高度な知見を有するところの東京都食品安全審議会において、専門的な見地から検討が行われ、意見が取りまとめられたという御説明を本日いただいたところでございます。

また、都民や事業者などからの意見を募集するパブリックコメントの手続が行われ、本件に関して多面的な議論が尽くされてきたということでもございました。残念ながらパブリックコメントで出された意見の数というのは11件でした。少ないものだったということで、これをどう受け止めていいかというところについてはなかなか難しいところもありますが、ただ、これは本件だけに限らないのかもしれないと感じるところではございます。

そういう経緯を踏んで本日に至ったわけです。そこで本日の総会において、諮問事項に対する答申の決定までを行うということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。諮問が今日きているということで、それだけを切り取ると、今日直ちに答申というのがいかにも早過ぎるという気もしますけれども、事実上は前回の総会のおかげで内容の御説明を受け、それに対する当審議会での委員の皆様のお意見を頂戴して、それを先ほど御説明いただきましたように検討をしてこられたということでございます。先ほどこの件に関する御意見も必ずしも一様ではなく、御反対の御意見もいただいたところではございますが、その後伺っていますと、委員の少なくとも御発言いただいた多数の委員からは賛成の方向での御意見だったように思われるところでございます。

そこで、本日の総会で答申の決定まで行うということについて、まずはお諮りしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。特にこれは反対ということがあれば、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、本日決定までさせていただきたいと思えます。

本件に関して本日も御議論いただきましたけれども、東京都食品安全審議会での議論や意見の取りまとめも尊重し、本審議会として諮問について妥当であるという旨の答申としたいと思えますが、いかがでしょうか。先ほど反対の御意見を持っていらっしゃる委員もいらっしゃるということは受け止めましたし、そのようなお考えから、今後もいろいろな意味で注視していく必要がある問題であるということについても改めて確認させていただいたところでございますが、諮問に対する答申の内容については、これを妥当という旨の答申としたいと思えますがよろしいでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 賛成多数というふうな形で決めていただければというふうに思います。全会一致というふうには、ちょっと私も賛成はちょっとしかねるままなので、賛成多数というふうに決めていただければ。

○鹿野会長 この問題については、今、そして先ほども、清水委員からは反対であるという旨の御意見をいただいたところでございますし、全会一致ではなくて、賛成多数ということで、その諮問について妥当という答申を決定させていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、今ちょっと事務局と打合せをしまして、事務局から答申案を印刷したものを配付していただくということになりますので、少々お待ちください。オンラインで参加の皆様には画面で読むことができるように表示をお願いします。

(答申案配付)

○企画調整課長 それでは、答申案を読み上げさせていただきます。

答申、東京都消費生活条例に基づく商品表示事項等に関する改正について 答申（案）
令和7年12月第28次東京都消費生活対策審議会

その裏面は目次でございます。1ページ。

1ページ、1番のところでございます。

東京都消費生活条例と食品の品質表示、こちらは最初に申し上げましたが、品質表示についての規定について説明した部分でございます。

多くの商品の中から、消費者が自分の望むものを適切に選択し、購入・利用するためには、正しく、十分な表示が必要である。都は、東京都消費生活条例（以下、条例という）に、食品・家庭用品の品質表示（第16条第1項）、サービス内容の表示（同条第2項）、自動販売機により販売される商品等の表示（同条第3項）、品質等の保証表示（第17条）及び単位価格表示（第18条）の規定を定め、事業者これらを表示を義務付けている。

食品の品質表示に関しては、「東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定」（以下「告示」という。）によって、第16条第1項の規定に基づく商品ごとの表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項を指定している。

2、条例に基づく「調理冷凍食品」の品質表示

都は、「調理冷凍食品」を条例第16条第1項に基づく品質表示を義務付ける商品として指定し、昭和52年7月に施行した。

条例に基づく告示の内容は以下のとおりである、ということで、こちらは最初の資料の4の②のところで表示させていただきました告示の表をこちらのほうに記載しております。

3、条例に基づく「カット野菜及びカットフルーツ」の品質表示

都は、「カット野菜及びカットフルーツ」を条例第16条第1項に基づく品質表示を義務付ける商品として指定し、平成4年10月に施行した。条例に基づく告示の内容は以下のとおりである。こちらのほうも先ほど資料の御説明のところに表示した資料をこちらに記載しております。

4番、都における検討の経緯でございます。

こちらは先ほど保健医療局のほうから説明があったことをこちらのほうに記載をしております。

本諮問にあたり、都は、食品の安全の確保について所管する東京都食品安全審議会（以下、「食品安全審議会」という。）に対して意見を求め、その際、業界団体等からの意見聴取に加え、都民等を対象としたパブリックコメントを行い、幅広い意見の集約を実施するとともに、カット野菜及びカットフルーツに関する消費期限等の表示の実態について調査を実施した。

また、当審議会においては、第2回総会（令和7年6月26日開催）において、本件に

関する検討状況について説明を受け、食品安全審議会での検討に向けた意見を聴取した。

食品安全審議会においては、当審議会からの意見も踏まえ、食品安全の専門的な見地から議論を重ね、「調理冷凍食品の原材料配合割合の表示義務」及び「カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示義務」を廃止することが妥当である旨の意見がとりまとめられた。（東京都消費生活条例に基づく 食品表示の見直しについて〈意見取りまとめ〉（令和7年11月 東京都食品安全審議会））こちらは、本日、タブレットのほうにデータで入れてあるものでございます。

ここまでが事務局のほうから御説明を申し上げた内容となります。

5番、今いただいた当審議会の判断でございます。

以上の状況を勘案すると、諮問のあった、指定商品のうち「調理冷凍食品」について原材料配合割合に関する事項の削除及び指定商品のうち「カット野菜及びカットフルーツ（包装されたものに限る。）」の解除は妥当である。

なお、商品選択に際して多様な情報提供を望む消費者が適切に情報を入手することができるよう、ホームページなどを通じた情報提供について、事業者や事業者団体が取り組むことを期待する。ということで、本日、御意見をいただきました事業者、事業者団体の取組についてなお書きで記載をしているというものでございます。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から答申案について読み上げをしていただきました。答申案文に書かれている内容は、先ほど事務局や保健医療局からありました説明の要約というのが最初のほうにずっと書かれておりました、最後の3ページ辺りに、結論的なところが5のところ書かれているというようなことになっております。

この答申案について御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

このような形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。清水委員から賛成多数ということで、満場ではないということにつき先ほど念押しで御発言がありましたけれど、それは議事録に記載するということがよろしいですね。

それでは、御異論がないということで、事務局が今読み上げてくださったこの答申案のとおりで、この案を取って答申とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2に進みたいと思います。基本計画の次期改定に向けた方向性の検討ということでございまして、これについては前回の総会で御議論いただいたところですが、その後の状況について事務局より御説明をお願いします。

○企画調整課長 それでは、検討状況について事務局より御説明申し上げます。

資料6の①を御覧ください。

現行の消費生活対策基本計画につきましては、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間としております。令和10年度からの新たな基本計画の策定に向けまして、来年、当審議会への諮問をさせていただき、令和9年秋頃までを目途に検討していただくことを想定しているということで、これも前回6月26日の総会のときに御説明したところでございます。

今年度はその前段階といたしまして、新たな基本計画が目指すべき方向などについて幅広く御意見をいただくということで、こちらも前回の総会におきまして部会を設置し、検討する旨の決定をいただいております。

資料6の②、次のページを御覧ください。

前回の総会におきましては、基本計画全般として目指すべき姿、大きな目標として「消費者市民社会」において目指している「公正かつ持続可能な社会の形成」というものをおきまして、そのために今後どのような取組が必要となってくるのか、またどのような取組を重視していくべきかということについて検討部会において議論するということになりました。検討部会の委員の指名が行われ、8名の委員、専門員で構成をし、8月以降、3回開催をしてきたということでございます。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

今、御説明がありましたように、検討部会を設置して、そこで熱心に御議論いただきましたということでございます。そこで検討部会における検討内容等について、検討部会の部会長になっていただいている小野委員からさらに御説明をお願いします。

○小野委員 前回の総会の後に検討部会を3回にわたって実施いたしました。基本計画改定の方向性について議論をする、そして検討部会における中間のまとめとして取りまとめをいたしました。

検討部会では、各委員、専門員の専門性を生かした活発な御意見をいただきながら検討を進めてまいりました。議論では、現在の消費者を取り巻く状況を整理し、消費者市民社会を構成する各主体に期待される役割という観点から、東京都に求められる取組について検討いたしました。

主に次の7点について重点的に御意見をいただきました。

まず初めに、AIなどデジタル化の進展に伴う課題であります。そして消費者法制度のパラダイムシフトの概念をどう取り込むか。そして消費者と事業者の対話の重視、批判的思考の重要性、そして消費者安全確保地域協議会について、施策を実効性のあるものとするためのKPIの設定、そして施策の優先順位をどのようにつけていくか、こうした論点について、委員、専門員の皆様から幅広い視点での御意見をいただきまして、中間のまとめとして一定の方向性を示すことができたと考えております。

それでは、引き続き事務局から中間のまとめの詳細について御説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、事務局のほうから細かな点について御説明いたします。

中間のまとめの全体、全文につきましては資料7のとおりでございます。こちらは文章ですので、概要版であります資料6③に沿って御説明を申し上げます。

中間のまとめでございますが、この表の表側のところでございますが、三つの項目で構成をしております。一つ目は消費者を取り巻く状況、二つ目は各主体に期待される役割、三つ目として施策の推進に当たって必要な事項という、この三つのパートで構成しております。

一つ目の消費者を取り巻く状況でございますけれども、こちらには今後の検討に際しての前提となる消費者を取り巻く状況、前回の改定時からの変化を中心に記載をしております。

二つ目の各主体に期待される役割につきましては、東京都だけではなくて、消費者、事業者などを消費者市民社会を構成する主体というふうに位置づけまして、それぞれの役割を分野別に体系的に整理をいたしました。

まず、このような整理を行った趣旨について御説明いたします。

消費者市民社会の実現のためには多様な主体におけるそれぞれの取組ですとか、主体間の連携・協働が必要であるという考え方に立ちまして、東京都の施策について直接的な取組と多様な主体を支援する間接的な取組に分類していくというふうにいたしました。この分類をしていくことで、不足している分野ですとか、さらに重点的に取り組むべき分野を抽出していくということを意図したものでございます。

多様な主体でございますが、都、消費者、事業者、消費者団体等、区市町村、国を置いております。

役割の区分につきましては、被害防止、消費者被害の救済、不適正な取引行為の排除、安全・安心の確保、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育、災害時その他の非常時における消費行動の六つの区分としております。

具体的には、資料7-2、別表にまとめているので、そちらを御覧いただけないでしょうか。タブレットのほうに電子データで格納しておりますけれども、一覧で見やすいよう、出力したものを机上に配付しておりますので、必要であればそちらのほうも御覧ください。

資料7-2、1ページでございます。こちらは都による直接的な取組を記載しております。2ページ以降に各主体に期待される役割とそれを支援する都の取組について、ということ記載をしています。

この表の見方でございますが、今画面に表示しておりますけれども、例えば2ページであれば、消費者の役割として、被害防止の区分に、自律的な意思決定を行い、消費者被害に遭わないためのリテラシーの向上・批判的思考と地域における消費者支援活動への参画の2点を挙げております。この2点の実現を支援する都の取組として、その下のところですね。成年年齢の引下げに対応した消費者教育の強化などを掲げているという、そういう構成になっております。

2ページ目のところは消費者の役割、4ページには事業者に期待される役割、6ページ

には消費者団体等に期待される役割、7ページには区市町村に期待される役割と、それぞれの役割と、それぞれに対応する都の取組について被害防止、消費者被害の救済など、六つの区分に分けて掲げているというものでございます。

なお、8ページ及び9ページに記載しております都の消費生活部門が連携する各主体の取組につきましては、既存の計画に掲載されております取組を参考として掲げたものでございます。

部会でいただいた御意見を網羅的に記載しておりますが、不足している視点ですとか、このほかにも重視すべき視点などというものがあるのかもしれないと思っておりますので、本日御意見をいただければというふうに思っております。

資料6③の概要版に戻っていただきまして、三つ目の施策の推進に当たって必要な事項のところでございます。表の一番下のところでございます。

こちらにつきましては、先ほど御説明をいたしました、2 各主体に期待される役割から導き出される、都が取り組むべき事項について、今後、具体的な施策ですとか事業を組み立てていくに当たり、どのようなことを念頭に置くべきかについて記載をしたパートになります。具体的には、消費者市民社会において目指している公正かつ持続可能な社会が消費者にもたらすもの、分かりやすく言うと消費者にとってのメリットになりますけれども、そちらについて消費者行政からのウェルビーイングの向上というのを置いています。

また、多様な主体との連携ですとか、施策、取組をつくる際のKPIの設定、または施策を推進するに当たって重視すべき視点というものを掲げているというものでございます。

検討部会におきましては、個別の施策や事業ということではなくて、基本計画の改定に向けてどのようなことが求められるのかということの考え方について御議論をいただきました。こちらをシステム設計に例えれば、「要件定義書」の前段階に「要求定義書」というのがあるようではございますけれども、その部分に当たるものということで、まだまだ具体的な個別の施策ということではないということでございます。

部会でも非常に広範囲に御意見をいただいたところでありますけれども、本日の総会ではまた異なる視点から御意見をいただければというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ただいま部会における中間のまとめについて御報告をいただきました。これからこの報告内容につきまして皆様から御意見を頂戴したいと思いますのですが、次回の計画改定においても、消費者教育は様々な分野において共通の課題となってくると思いますので、まずは若年層への消費者教育の観点から、東京都公立高等学校長協会の松永委員から御意見をいただければでしょうか。オンラインで御参加ですよね。松永委員、お願いします。

○松永委員 よろしく願いいたします。若年層への消費者教育について、教育現場の立場から一言申し上げられたらと思います。

現場で生徒を見ていますと、SNSなどの扱いは非常に得意なんです。ただ、情報を批判的に捉える前に、そのまま受け取ってしまう傾向がどうしても見られます。生徒たちは非常に他者を信頼する姿勢が強くて、悪意を前提にしない。判断に迷ったときに、立ち止まれない場面もあります。また、学校生活や日常が非常に多忙な中で、立ち止まって考える余裕そのものが持ちにくくなっていたりもします。

成年年齢の引下げによって、これまで守られていた世代なわけなんです、それが高校在学中から契約や判断の当事者になっていくという、今現状がありまして、現場にいる私から見ていて、高校時代に教育を行うといっても本当に間に合うのかなというのは、ちょっと正直なところ思っております。

だから知識の習得にとどまらずに、疑って立ち止まるとか、迷ったら相談することまで含めて支える消費者教育というのが今後ますます必要なのかなというふうに考えています。以上です。

○鹿野会長 松永委員、ありがとうございました。

同様に、若年層への消費者教育の観点から、東京私立中学高等学校協会の松谷委員から御意見をいただけますでしょうか。

○松谷委員 私学の代表の松谷でございます。

これとは直接の関係はございませんが、今後、デジタル教科書など、デジタルを活用した教育が小学校から本格的に始まっていく状況にあります。そうした中で、小学生段階でのSNSの扱い方、中学生での扱い方といったように、段階に応じた教育を進めていく必要があるのではないかと考えております。特にSNS上でのいじめ等の問題が大きく取り上げられていることもあり、その点に関する指導も重要な課題であると思っております。

さらに高校段階では、金融経済教育についても、証券の扱い方などを含め、指導を始めている学校もございます。こうした金融経済に関する教育についても、明確な方向性を示し、生徒への指導を充実させていきたいと考えています。

加えて、AIの活用についても、どのように教育の中に取り入れていくかという課題があります。危険性も伴いますが、将来、生徒たちが成人して社会の中心として働く時期にはAIが不可欠となることを踏まえると、学校教育の中でも活用を進めていく必要があります。その問題点への対応も含め、段階的に指導を進めていくべきであり、多くの課題があると考えております。こうした点について、ぜひ御審議いただければと存じます。

以上です。

○鹿野会長 松谷委員、ありがとうございました。

さらに最終報告に向けては、商品安全の観点からも議論を深める余地があると思っております。この点につきまして、産業技術総合研究所の北村委員から御意見をいただけますでしょうか。北村委員、本日はオンラインで御参加と思っておりますが、マイクをオンにして御発言いただければありがたいです。

○北村委員 ありがとうございます。産業技術総合研究所の北村と申します。

御報告、ありがとうございました。すごく大事なポイントが、今議論が進んでいるなど思っています。今、話題にも上がっていた消費者教育の部分に関しては、いろいろな犯罪など、手段も巧妙化してきているという状態なので、そういうのに対していろんなところが情報発信をしている状態ではあると思っています。そのため、その感度が高ければ頑張って調べると、いろいろ知ることができるというような状態で、例えば詐欺の電話などは警視庁などのホームページに行くと、警察を装って電話をかけてくるとか、オンライン会議システムを使ってA Iで映像を書き換えて、警察のように見える映像を見せて信じ込ませてくる、といった情報が載っています。しかし、そこにあるだけでは、積極的に情報を取りに行かないといけないので、そこにまで至らず、意識がまだそこに向いていないと、そういう情報をうまく活用できない、という課題があると思っています。

何らかの場面で教育をする際も、教えてもらうというスタンスの教育だけだと、受け身になってしまい、新しい手口に対応することが難しくなるので、1つの事例を元に同じようなものに適用できるようになり、おかしいと気づいて適切な判断ができるぐらいまで教育を浸透させる必要があるなと思います。情報を伝えるだけの教育ではなくて、なるべくアクティブにいろいろやりながら学んでいくというような、教育ツールだったり、何か迷ったときにサポートをしてくれる仕組みというのも大事だなと思います。サポートするツールも現時点でいろいろあるとは思いますが、電話をしたら相談できるとか、そういうのはもちろんあると思いますが、今のお子さんたちが使いやすい仕組み、例えばLINEで気軽に登録なども不要で相談できるなど、実体に合わせて必要な仕組みを準備し、全体としてどうやって意識を向上させ、対応する力をつけてもらうかというところを、切れ目なく継続していく必要があるなと思っています。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。ただいま松永委員と松谷委員、北村委員からそれぞれ御意見をいただきました。

それでは、ほかの委員、専門員の方で、御意見、御質問がありましたら御発言ください。オンライン参加の委員で発言される場合には、先ほどと同様、挙手ボタンをオンにしていただければ、私のほうで指名させていただきます。いかがでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 私からは2点、意見を申し上げたいと思います。

一つは、先ほどの諮問にもあったように、国はだんだんと規制を緩和していく方向に向かっている中で、この中間まとめを見ると、事業者の役割というのが法令遵守というのが中心になっていて、これだとやっぱり消費者保護というのは後退していくんじゃないかと、ちょっとそういう懸念を持っています。都として国に規制強化を求めたり、東京都独自に条例で規制するというのと一緒に、事業者には法令以上の情報の開示を求めていくとか、そういうことも必要ではないかというふうに思っています。ぜひ検討していただきたいと思っています。

もう一点は、消費者に最も身近な消費生活相談の体制を強化することです。東京都は様々な取組をして、様々な分野の相談に対応できる消費生活相談員の専門性を一生懸命高めておられます。そういう取組はとても評価をするんですけども、その消費生活相談員が全員会計年度任用職員なんですね。非正規の短期雇用なんです。せっかく高い専門性が身につけておられるのに、その処遇はすごく不安定。これではなかなかうまくいかないのではないかなというふうに思うので、こういう処遇はきちんとしてないと、やっぱり年配の方というふうになってしまって、若い方がこの仕事で一生食べていこうというふうな選択肢の中になかなか入らなくて、次世代を担う専門性の高い相談員を確保していく、育てていく、そういうためにも、また消費者にとっても質の高い相談、救済が受けられる、そういうことにつながっていくわけですから、ぜひ消費生活相談の体制強化、処遇改善というものを盛り込んでいただきたいと思います。

○鹿野会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

2点いただきましたけれども、事務局から何かございますか。

○企画調整課長 ありがとうございます。

一つ目、事業者の役割のところでございます。消費者市民社会を今後実現をしていく、強化していくという中では、事業者の役割も非常に重要なものというふうに考えております。個々の事業者もそうですし、事業者団体の方々にもいろいろな期待をしているところであります。法の規制というお話もありましたが、法規制が必要な部分については、国のほうに働きかけなどもやっていかなければいけないというふうに考えているところです。

もう一つ消費生活相談員の処遇改善についてですが、今回の部会で検討しているのは個別具体的な施策ですとか取組ではないので、今のところ、消費生活センター、消費生活相談の重要性ということを被害防止のところですか、消費者被害の救済といったようなところに書き込んでいくということ考えております。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。清水委員、今の御説明でよろしいですか。

齊木委員、お願いします。

○齊木委員 事業者の立ち位置から一つお伝えします。

おっしゃっていただいたように、情報の開示というのは非常に大事です。今回、消費者市民社会を実現していくために、消費者志向経営を推進するというキーワードも設けています。この消費者志向経営の本質は幾つかあります。その内の一つは、買っていているお客様だけではなくて、買っていない消費者に対しても情報を提供していくということが大事な点です。

さらに、情報の開示という点では、ポジティブな情報だけではなくて、ネガティブな情報を開示していくことも大事な点になります。苦情の件数や苦情の発生内容、苦情を申し出たお客さまにどのような具体的対応をしているかなどを公表することです。このような観点からすると、消費者志向経営の本質を捉え推進することによって、法令で決められた

こと以上の情報提供や情報開示が行えていけると考えております。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。

私もやはり、今おっしゃった消費者志向経営、あるいは情報の積極的な開示も含めて、事業者の取組を促していくということをととても大切だと私も思っていて、ただ一方で、そういうことを積極的にやっという事業者がちゃんと世の中、社会全体から、あるいは消費者に広く評価されるような何らかの大きな仕組みが必要なのだろうと感じておるところです。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、生駒委員、オンラインでお願いします。

○生駒委員 私からは、エシカル商品に関して少しお話をさせていただきたいのですが、先ほども御指摘がありましたが、SNSに流れてくる情報の表面だけをすくい取って流されてしまうような傾向が若い世代の方にあるというお話でした。ネット上の情報に関して言いますと、これは私の雑感ですが、より悪質な情報ですとか、ごまかすような詐欺的な情報こそ、表面にきれいな言葉を使って大声で流れてくるという印象があります。良質な情報はあまり大きい声では流れてこないなど。その比重を考えるとどうしてもそうした傾向があるということで、先ほどもお聞きしたような低年齢、10代の方ですとか、判断するときの冷静さが大変心配されます。そこで、そうした誤った判断に警鐘を鳴らすエシカル教育が非常に重要になってくると私も思っております。

実はSDGsの達成年が30年になりますが、その後の方向としてはSWGsが今うたわれております。ウェルビーイングですね。今まで地球環境の問題が大きく取り上げられてきたわけですが、これからは個人の心身の健康も非常に重要になるのではないかと。心身両面での健康が満たされ、豊かになることを目標に掲げましょうということで、今、流れがそうなっております。

そういったことを鑑みても、一つ批判的思考の重要性を含めたエシカル教育の推進という項目があります。この批判的思考はすごく重要だと私も考えています。先ほど申し上げましたように、流れてきた情報をうのみにしてしまい、受身で全ての情報を受け取るのではなくて、自らの考えや経験でさまざまな角度から情報を眺めて、検証し、時には疑ってみるような習慣をつけるというのはすごく重要かと思っています。こういう批判的な思考を育てるということが一つと、同時にエシカルということと言いますと配慮する気持ちも大切です。エシカルというのは、環境もですが人や動物にも心を配るという意味の言葉なんです。

ですので、利他的といいますか、やはり常に他人を思いやる利他的な他者を配慮する嗜好というの、このエシカル消費の教育の中に入ってくると思います。批判的思考だけではなくて、並行して他者を配慮する思考を含めたエシカル教育の推進が大切です。批判的思考だけではなくて、エシカルの精神の大本である他者を配慮する、自分のことだけ考え

るのではなくて、常に利他的に行動するという意味合い、そういった点もこの方針の中に何らかの形で盛り込んでいただきたいと思います。心の問題が大きな時代に入りますので、その意味ではエシカルであるということは、全ての人間にとって他人を思いやる、足るを知るという気持ち、そういったことも同時に育てていく重要な教育だと思っておりますので、御検討いただければと思います。

○鹿野会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○企画調整課長 ありがとうございます。消費者教育の重要性、先ほどから何度か先生からいただいております。部会のほうでまた議論をさせていただければと思います。

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、平澤会長代理、お願いします。

○平澤会長代理 平澤です。

一つは、消費者教育について非常に重点を置かれて、計画を立てられようとしていて、非常にいいかなと思っています。特に消費者市民社会というのが今回のテーマということで、消費者教育推進法でうたわれて以来、消費者市民社会は非常に重要なわけですがけれども、ややもすると理念が抽象的になってしまって、あまり議論されない嫌いもあったかと思えます。今回、真正面に取り上げていただいて、すごくいいのかなというふうに思っています。

この表を見ると、右側から二つ目のところに消費者市民社会の実現に向けた消費者教育というところがあって、一番左の被害防止のほうにも消費者教育というのがあります。こういう形で二つには分かれてはいますけれども、本来、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の中で、先ほどからいろんな委員が指摘されているように批判的思考というのが非常に重要だと思っています。批判的思考を持つことによって被害防止にもつながるのではないかというふうに考えていますので、項目としては整理としては分かれるものだと思いますけれども、その連続性というか連携性というのも配慮していただくといいかなと思いました。

それから、消費者教育の関係では昨今、金融経済教育が出てきて、その関係が議論されたりしているところですがけれども、やはり金融経済教育も投資の技術とかいうだけではなくて、お金にどう人生の中で向き合うとか、そういうところが根本にあるはずで、それは消費者市民社会の実現に向けた消費者教育というところに結びつくのかなというふうに思いました。

以上が消費者教育についての感想というのが一つ。

それからもう一つですけれども、多様な主体ということで、消費者市民社会ということで多様な主体ということで、それぞれの役割ということで整理されています。それももちろん重要なんですけれども、やはり都による直接的な取組という一番上にあるところが非常に重要だと思っていて、特に不適正な取引行為の排除のところですね。悪質事業者に対

する取締りの徹底とか、この辺りは常に取り組まれているところでしょうけれども、やはり今となっても非常に重要だと思います。消費者教育等で批判的思考を涵養するとともに、非常に悪質、極悪層とか言われますけど、そういう事業者に対する規制というのは十分やっていただきたいなというふうに思っています。

それでその関係で一番最後のところに、都の消費生活部門が連携する各主体の取組というのが、別表の2にあるんですけども、ここに不動産取引の話が幾つか出ていると思います。不動産投資用マンションとか、変な一口大家みたいな持分を売るような被害、お年寄りに対する被害等がすごく多くて、これらは特定商取引法に関わらないものですから、いろんな大きな被害が最近すごく出ています。なので、その辺りの連携というのも非常に重要だと思いました。

いずれにしても、この不適正な取引行為の排除等については、非常に重要だと思いました。

あと一言、さっき清水委員がおっしゃった消費生活相談員の体制強化、本当にそのとおりだと思っていて、非常に不安定な地位に置かれて、ものすごく専門的なことをされていると思います。その人たちが安心して継続できる、あるいは若い人もこういうことをやってみたいと思うような形にするということは本当に大事だと思っています。私は弁護士ですけども、弁護士までに来るような消費者被害ってそれなりに大きいのが来ますけれども、もっと小さなとか、小さくてもその人にとっては非常に深刻な問題なわけですし、それを酌み取るのは消費生活相談員の人たちで、すごいスキルを持っていらっしゃるんで、その制度の手当てが非常に重要だと思いました。それはちょっと三つ目としてお話ししました。ちょっと長くなってすみません。

○鹿野会長 ありがとうございます。とても貴重な御意見をいただきました。

先ほど来、教育の問題で、自分の身を守るための教育というだけではなくて、もちろんそれもとても大切ですけれども、もっと積極的に批判的な思考をして、あるいはさらにほかの人とか、社会全体の利益を考えるようなそういう能動的な教育というのが今後必要であるという御意見をいただいておりますし、それから事業者については、先ほどから消費者志向経営とかそういうふうな形でとてもいい取組をするところについては、それを伸ばして評価されるようにする必要がありますよねと、私も発言させていただいたんですが、しかし先ほどの清水委員からの御指摘にもありますように、一方で悪質な事業者、あるいは悪質な取引行為を排除するというような、そういう観点からの規制ないし執行の強化というところも併せて必要であるということですね。

それから、消費者に身近な相談体制を充実させるためには、処遇の改善等が必要であるということについても複数御意見をいただきました。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員 坪田です。おまとめいただきましてありがとうございます。

今、御意見も出ましたけれども、消費者教育推進法ができてから消費者市民社会、消費

者教育についてずっと議論されているところで、いつも難しいなというところは感じているんですが、今回も被害防止のほうと消費者市民社会の実現に向けた消費者教育と、両方のところで消費者教育が出てきておりますが、双方、批判的な思考を持つということは共通をしていると思います。SNSであるとか、様々な情報をうのみにせず、自分自身がどう向き合っただ判断をしていくかというところは共通であって、人は今、消費をせずに暮らすことはできませんので、本当に生き方そのものについてどう向き合っただいくかということで、これは両方、消費者市民社会に究極はつながる問題だと思っております。

表の整理としてこのような形でおまとめいただいているかと思いますが、今後、議論をまた進めていく中で、この辺り、本来は分断されたものではなく共通のものであると。消費者市民社会という包括的な概念の下にあるものだと思っておりますので、さらなる検討を進めていただきたいと思います。

それから、これは今、令和7年度ということで、今後また議論を進めていく内容でございますけれども、これまではダークパターンであるとかプラットフォームということはあまり言葉には出てきておりませんでした。何年か前から既にこれは問題にはなっておりますが、このような形で具体的にはなっておりませんでした。ということは、今後また2年の間には急速に世の中のデジタル化が進展しておりますので、そここのところも適時、世の中、社会の流れに応じた形で考えていかななくてはならない問題だと思っております。

また極悪層という言葉も最近、悪質といいますか、結構聞く言葉でございます。以前は消費者問題としては悪質な商法とか出てきましたが、「特に悪質な事業者」という形ではなかったような気がいたしております。最近は消費者志向経営というのが進んでおりまして、非常にしっかりとやっている事業者さんと、一方で全くそうではないというところがありまして、消費者行政としては、事業者といっても一くくりにできませんので、どのような対応をそれぞれしていくかが消費者行政に求められてきている時代になっていると思います。非常に新しい面ではあると思っておりますので、今後またしっかりと悪質な事業者に関しては、都は直接的に対応していただきたいと思いますと考えております。

それから最後に、消費生活相談員につきまして、いろいろと御検討をいただくような御意見が出ておりまして、私どもの団体としては非常にありがたく思っております。消費生活相談での相談業務と車の両輪だと思っております、消費者行政の基礎データをつくるPIO-NETというものがあるのですが、これが来年度の秋に刷新をされます。これは世の中、社会のデジタル化の流れにも沿った形になっております。この中で、消費生活相談というの、これからの時代に向けてどうあるべきかということが検討をされていますが、やはり今おっしゃっていただいたように、ますます複雑化する中で、人間としての消費生活相談員がどのような役割を果たすか、これは非常に重要になってくると思っております。

デジタルで変えられるものは当然、変えていくべき必要があると思っておりますが、だからこそ人ではなくてはできないことが今度は別に出てくると思っておりますので、その辺りをしっかりと検討していただくことをお願いをしたいと思いますと思っております。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。

実は予定した時間がほぼ参っているのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は中間のまとめについて、多様な角度から重要な御意見をいただき、どうもありがとうございました。この御意見を踏まえて、また今後の部会での御検討を進めていただければと思います。

それでは、事務局より今後のスケジュール等について御説明をお願いします。

○企画調整課長 本日は多くの御意見をいただきましてありがとうございます。

今後のスケジュールでございますけれども、来年2月下旬頃に第4回目の検討部会を予定しております。本日いただきました御意見を基にさらに議論を深めまして、部会からの最終報告ということで取りまとめていただき、改めて本審議会への報告を行う予定というふうにしております。

事務局からは以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

本日の議題は以上となります。

これもちまして、本日の第3回総会を終了させていただきたいと思います。本日も、審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

午後5時26分閉会